

宗教教育についての一考察

—— トランスパーソナル心理学の立場から ——

村 島 義 彦

岡山理科大学理学部

(1994年9月30日 受理)

<はじめに>

いわゆる宗教教育は、道徳教育に比べて、わが国では極端にマイナーな立場に身を置いている。たとえばそれは、今日、国・公立の「法律に定める学校」の内ではほぼ例外なく実施されていない。こうした現象を導き出した源のひとつに、『教育基本法』の第9条(宗教教育)がある。そこには、「(第1項) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。(第2項) 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」と明記されているからである。とはいえ、第9条に記された(禁止されてしかるべき)宗教教育は、「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動」に限定され、それ以外の宗教教育については何らの制限も加えられていない。ここでは、宗教教育が「特定の宗教のための教育(狭義)と宗教一般についての教育(広義)」¹⁾に2分され、禁止はあくまでも前者に限られて、後者は公に是認されている。“公に是認されている”というよりはむしろ、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位」の尊重を図るべく、後者は、逆に“積極的に推奨されてすらいる”と解釈しなければならない。にもかかわらず現実には、前者はむしろとして、後者ですらおよそ実施されていないのは何故であろうか。そうした理由として、たとえば間接には、過去に嘗められた歴史的苦汁や現在の紛糾した宗教事情に基づく一般次元での強い宗教アレルギーが挙げられるであろうし、より直接には、ここにいう後者、つまりは「特定の宗教のためでない宗教教育」「宗教一般についての教育」が、いざ実践の段になると具体的展開の上でさまざまな困難を宿している点が指摘されるかもしれない。

この小論では、一方で「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位」を教育の上で深く尊重しつつも、他方、国及び地方公共団体が設置する学校での「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動」が固く戒められている理由のあらましを、田中耕太郎『教育基本法の理論』(その第3編・第1章の「宗教教育」)²⁾に依拠しつつ簡単に紹介した上で、まず、「特定の宗教のためでない宗教教育」「宗教一般についての教育」としての広義の宗教教育が抱える基本的問題の何であるかを浮き彫りにし、次いで、これら問題

への具体的対応を模索してみたい。具体的対応の模索については、とりあえず、

- (A)宗教自体をどう捉えるか
- (B)死をどのようにイメージするか
- (C)宗教的現象をいかに救い上げるか

の3方向から攻めるつもりでいる。というのも、宗教という言葉を目にして現行の宗派宗教しかイメージできぬ場合と、たとえば R. M. バックの『宇宙意識』³⁾に説かれる類いの宗教的体験をイメージする場合には、宗教教育（むろん広義のものを指し、以下も同じくこの意味で用いる）の具体的各論に分け入るにつれ、こうした宗教イメージの差から導き出される帰結と方向性の隔たりは無視できぬ著しさを示すであろうし、それに伴って、前者のイメージを前提に置いた際には突破できなかった宗教教育上のハードルも、後者のイメージに依拠した際にはおのずと異なった様相を呈して、思わぬ突破口に出会える可能性もないわけではないからである。

死についても同様に、これを無ないし虚（つまりは“この世の彼方”の不在）と捉える今日の主流的風潮を放置する限り、基本的には“この世の彼方”を視野に収めて立論される宗教に対して、自らの存在の根を掘り崩す苛酷なハンディを背負わせる結果となり、それゆえ、宗教に正当な市民権を保証しようとするなら（この保証はしかも宗教教育の市民権の間接的な保証でもある），“死＝無ないし虚”という暗黙的等式の妥当性を改めて問い直さないわけにはいかないからである。

さらにまた、今日的な宗教一般への根強い拒否反応を底の底で支え、宗教的体験や宗教的現象の受け入れをおのずから拒ませている要因が、この他にもいくつか指摘できると思われる。そうした要因としてここでは、

- (1)われわれ一般が所持する意識の構造図に含まれる問題性
- (2)宗教的世界の一端に触れるポピュラーで科学的な方法の欠落
- (3)今日的風潮としての科学主義

といった3点を取り上げてみたい（なお、(3)の科学主義については、内容の整理上、科学主義そのものの論述と、その展開上に位置するスピリチュアル・サイエンスの可能性を問う論述に細分した）。こうした負の要因の克服ないし払拭を図る地道な作業は、それ自体がそのまま広い意味での宗教一般の救い上げにつながるため、これを介して宗教は、取り扱われる対象としてのポピュラーさとノーマルさを回復でき、これに支えられて宗教教育も、現在の鬼子的な扱いから解き放たれて今日の道徳教育に近い地位を獲得できるのではないかと思われるからである。宗教教育はまずもって、今日の道徳教育に近いポピュラーさと

ノーマルさを確保しなくてはならない。宗教教育をめぐる各論部分での論議は、これを経て、はじめて実りある現実の力となるのであるから。

この小論の構成は、それゆえ以下のような⁴⁾。

〈1〉 宗教教育が抱える問題点

〈2〉 問題点への具体的対応

A) 宗教をどう捉えるか

B) 死をどのようにイメージするか

C) 宗教一般をいかに救い上げるか

1) 現行の意識の構造図への見直し

2) 宗教的世界に触れるポピュラーなメソッドは

3) 科学主義を問う

4) スピリチュアル・サイエンスの可能性

〈1〉 宗教教育が抱える問題点

〈はじめに〉の冒頭でも触れたように、わが国では一方、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位」を教育の上で深く尊重しつつも、他方、国及び地方公共団体が設置する学校での「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動」を固く戒めるという形で、広い意味での「宗教一般についての教育」の尊重と、狭い意味での「特定の宗教のための宗教教育」の禁止が、法律の上でもはっきりと謳われている。こうした成文化の背後には、当然、それに見合う具体的事実——すなわち人間生活の各方面に及ぼす宗教の否定しがたい影響や、この宗教に関わって過去に嘗められた歴史的苦汁や、さらには夥しい宗派宗教の併存といった今日の宗教事情など——が存在したことはいうまでもない。そこで以下、この種の事実を的確に押さえつつ、偏りのない姿勢で「教育基本法」の解説を試みた田中耕太郎『教育基本法の理論』（の第3編・第1章「宗教教育」）に依拠して、「宗教教育の尊重と禁止」「わが国での宗教教育の歩み」「宗教教育への対応」といった順を辿りつつ、宗教教育そのものが抱える問題点をざっと俯瞰してみたい。あえて上の作品を選んだのは、田中耕太郎が、「教育基本法」の制定に時の文部大臣として関わり、その後もさらに、参議院の文教委員長として教育関係の主たる法律の審議に携わるといった、しかもその上、東京帝国大学の法学部教授として教育と権威・教育と政治の問題に一貫して関心を払ってきた、実務キャリアの面でも専門キャリアの面でも共に「教育基本法」を語るにふさわしい人物であり、『教育基本法の理論』は、そのかれが最高裁判所の判事としての多忙にもかかわらず、初志を貫き、10年を要してまとめ上げた著作であったからである¹⁾。

① 宗教教育の尊重と禁止

さて、田中耕太郎『教育基本法の理論』では、この法律の第9条（宗教教育）について

次のように解説されている。まず、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位」が教育の上で尊重されるべき点については、「宗教は人類の道徳的および文化的発達に偉大深甚な影響を及ぼしたものであり、従って教育の内容材料としても重大な意義を有する。この意味において国家は教育上宗教に対して積極的の価値を認めなければならない」²⁾と記され、「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動」を国・公立の学校内で禁止する点については、「現実の状態において、世界には多数の宗教が対立しており、国内の宗教事情もまた決して単純ではない。従って国家が現実的に宗教教育を行うとすればいずれの宗教に従うべきかが問題となる。そうして国内に存在するいずれかの宗教を選ぶとするならば、国家はそれに特権を附与し、特別の待遇を与えることになり、上述した国家の宗教政策の根本（＝各宗教に向けての立場的中立の厳守）に抵触することになる。従って国家または地方団体による宗教教育に関しては、憲法に規定する国家の宗教政策を適用して判断しなければならない。要するに宗教教育の問題は、国家の宗教政策の教育に関する具体的適用に外ならないのである」³⁾と記されている。

こうした指摘を待つまでもなく、われわれの社会生活に占める宗教の位置と幅広い影響を少しでも本気で考えるなら、学校教育は、現実の人間形成に及ぼす侮りがたい力の点でも、あるいは削り取ることでできぬ教育内容（つまりは歴史的教材）の点でも、共に“宗教”という問題を避けて通ることはできない。と同時に、現実の宗教は、宗教一般ならぬ特定の宗教ないし宗派のスタイルで存在する他はないから、宗教を扱う際には不可避免的に、いずれの宗教ないし宗派を選び取るかの問題に直面しないわけにはいかない。いずれかを選び取ることはしかし、結果的に他を捨て去ることでもあり、このことは、「日本国憲法」第20条の第1項に定められた「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」に明らかに抵触すると思われる。ここに強調されているのは、信者サイドでの「信仰の自由」よりはむしろ、宗教サイドでの「宗教の自由」（宗教相互の制度的平等を規定したところの）であって⁴⁾、その意味するところを言い換えるなら、「各宗教は自己が主張する真理を以て互にフェア・プレーの態度で競争すべきであり、国家はこの競争に対して絶対に中立的態度を維持しなければならない」⁵⁾となるだろうからである。

② わが国での宗教教育の歩み

過去を顧みるなら、わが国では明治以来、宗教サイドでの「宗教の自由」と信者サイドでの「信仰の自由」を共に保障する近代諸国家の例にならって、宗教と教育を分離する方針が一貫して採られてきた。たとえば、明治38年8月3日の「文部省訓令第12号」には、「国ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス以テ官公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許サザルベシ」と記されているし、さらには「大日本帝国憲法」第28条にも、

「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定されている。にもかかわらず戦前には、神社神道が国家と癒着して“神道の国教化”を招き、国教化された神道を介して宗教が、教育の分野に不当な干渉を加えたと広く一般に報じられている。こうした現象はしかし、そもそもどこから生じたのであろうか。田中耕太郎は、まず第1に、明治憲法の第28条にいう「信教ノ自由」が「安寧秩序」と「臣民タルノ義務」の2語によって著しく制限されていたこと⁹⁾、第2には、政府が明治以来“神社は宗教にあらず”という解釈を一貫させてきたこと⁷⁾を主たる原因に挙げている。ではなぜ、神社が宗教に数え入れられなかったのか。他にもない、神社に祭られている“神”が、宗教上の神というよりは皇祖皇宗や国家に功績のあった偉人たちであり、神社それ自体も、宗教施設というよりは国の祭祀上の造営物にすぎないと解釈されたからである⁸⁾。けれども、こうした神社解釈を上への憲法第28条とあくまでも意図的に組み合わせるなら、そこには、結果として“神社の優越ないし国教化”が導き出されてくるだろう。というのも、“皇祖皇宗や国家に功績のあった偉人たちを納め祭った国の祭祀上の造営物”である神社への参拝が個人レベルで拒まれた時、それが、憲法第28条にいう「安寧秩序」を妨げたり「臣民タルノ義務」に背くかのようにこじつけて解釈されるなら、神社の優越ないし国教化は、およそ結果として避けがたいからである。こうして事実、神社の優越はそののち、わが国の文教政策の最も基本的な原則となっていった⁹⁾。そこには明らかに、「民族的宗教である神社に事実上国教たる地位を与えようとする意図」¹⁰⁾が伏在したと推測されなくてはならない。

戦後にはしかし、こうした状況は大きく一変する。連合国軍最高司令部 (GHQ) の強い命令によって、まず第1に、宗教サイドでの「宗教の自由」を著しく制限していた「宗教団体法」が廃止され、第2には、特権的地位を享受していた神社神道が国家から分離されたからである。加えて、昭和26年には「宗教法人法」も制定され、今日では、宗教法人の設立については登記による自由設立制が認められ、設立にあたっては、一定の事項を記載した規則を作って所轄庁の認証（認可ではない）を受ければよいだけとなっている¹¹⁾。

かくして、神社神道と国家の癒着という過去のマイナス体験を反省しつつ、さらには、諸々の宗教ないし宗派のおびただしい併存という現状にも対応して、わが国では今日、宗教と国家を分離する「祭政分離の原則」があらゆる分野で大きく貫かれている。この原則の背後にあるのはしかし、以上の経緯全体から推して、宗教への拒否的態度や敵意というよりは、「われわれの社会生活に占める宗教の位置と幅広い影響」を是認しての、宗教に対するむしろ肯定的態度であったと解釈されなくてはならない。祭政分離の狙いはあくまでも、各宗教や宗派に対する国家の立場的中立の堅持にあり、各宗教や宗派に対する国家の平等的取り扱いの保持にあるといえる。われわれは、「日本国憲法」第20条第3項の「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」や、「教育基本法」第9条第2項の「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」についても、こうした精神の下に理解する必要がある

だろう¹²⁾。

③ 宗教教育への対応

では、以上を踏まえてわれわれは、「宗教に関する寛容の態度および宗教の社会生活における地位」を尊重しつつ実施される、「特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動」に該当しない形の国・公立学校での宗教教育を、現実にはどうした姿でイメージすればよいのだろうか。ここで非とされる「特定の宗教のための宗教教育」とは、言うまでもなく、神道・仏教・キリスト教・イスラム教などの諸宗教や、それらの各宗派・各教派・各教団に固有の教義や神学等を専らに教授し、固有の儀式や祭典にも参加させ、当の宗教への信仰を意図的に喚起する類いの教育一般を指す。そうである以上、これとは逆の非宗派的・無宗派的な宗教教育として、われわれは、神道・仏教・キリスト教・イスラム教など「多数の宗教から共通なものすなわち最大公約数的要素を抽出してそれを教授する」¹³⁾といった形の教育を想像することもあるいは可能かもしれない。この種の教育はしかし、当の共通項の導き出しが困難な上に、たとえそれが可能であったとしても、その場合には個々の宗教に特有の迫力ある霊的生命を剥奪されて、まことに抽象的で無味乾燥な神学ないし宗教学上の知識を授ける単なる営みに墮して、到底、宗教教育がそもそもの狙いとした“宗教性の育成”や“宗教的情操の涵養”を——というのも、「宗教に関する涵養の態度および宗教の社会生活における地位」の尊重を根拠づける要因として、現実の人間形成に及ぼす宗教の侮りがたい力がまず第1に考えられるとするなら、宗教教育は、当の宗教に対する個人の側での“開かれた対応”を確立するべく、広い意味での“宗教性”や“宗教的情操”の育て上げを省くわけにはいかないからである——成就できないと思われる。それゆえ、さらに別の方向が模索されなくてはならない。

この難題に直面して、田中耕太郎は、宗教教育として何を教えるのが中立性に抵触しないかといった中身の方向でなく、そうした中身を教える際の教師の姿勢の中立性を問う方向にハードルの突破を図ろうとする¹⁴⁾。たとえば、西洋史を学ぶ上でわれわれは、キリスト教の出現、ローマ帝国のキリスト教化、東方教会の分離、中世における教会の政治的・文化的影響、ルネッサンス文化、ラテン・アメリカの征服、宗教改革、英国国教の分離、30年戦争といったキリスト教に関わる基本知識を欠くことはできない。これらの知識はだから、国立・公立・私立を問わず、あらゆる学校で当然に教授されなくてはならない。ここで教授される当の内容は、明らかに特定の宗教（この場合はキリスト教）に関するものであるのだが、この種の歴史の文脈で教えられ、事実に基づいて客観的かつ公平に教えられるなら（つまりは宗教的伝道に陥らないのなら）、「特定の宗教のための宗教教育」に数え入れられることはない。宗教教育の中立性はこのように、教えられる内容の中立性によりは教える側の姿勢の中立性にいっそう重く依拠しているというわけである。

この点を常に念頭に置きつつも、国・公立の学校における宗教教育は、さらに具体的に

は、「宗教的な偉人の伝記を教材に使用する」¹⁵⁾形で実施されるのが適切かつ有効でもあるだろう。改めて指摘するまでもなく、それぞれの宗教は、開祖、中興の祖、聖者、殉教者、信者、弾圧者などが織りなす魅力に溢れた“人間ドラマ”としての側面を強く備えている。宗教的偉人の生涯は、この世の英雄たちの生涯に勝るとも劣らぬ波乱に彩られてもいる。こうした波乱の数々を介して、われわれは、具体的かつ実感的に、日常世界とは異質のリアリティをもった宗教的世界の片鱗に触れることができる。それは、人間ドラマの宗教タイプを介しての宗教的世界の紹介である。宗教教育はさらに、基本的には道德教育に倣って——すなわち、学校での道德教育が週1回の「道德の時間」という単独科目に加えて、それ以外の教科指導・生徒指導・特別活動を含んだ教育活動全体を通してまさに“トータル”に実施されているように——、「宗教自体を教授することを目的とする独立の課目ではなく、他の機会例えば歴史、倫理、法、政治等の事項の教授に際して行われる」¹⁶⁾のがより望ましくもある。

〈2〉問題点への具体的対応

〈1〉では、田中耕太郎『教育基本法の理論』に依拠して、わが国の宗教教育をめぐる問題のあらましをざっと俯瞰してみたが、それらを要約すると、およそ以下のようなになるだろう。すなわち、

神道と国家の癒着という過去のマイナス体験を反省し、さらには多宗教・多宗派の併存という現状に対応するべく、わが国では今日、国家と宗教を分離する「祭政分離の原則」があらゆる分野で確立されている。その底に横たわっているのはしかし、宗教への否定的態度というよりは好意的態度であり、これに基づく各宗教への中立（＝それらの平等な扱い）の姿勢であった。そして、これを教育にいかん反映させるか（つまりは「非宗派的宗教教育はいかにして可能か」）をめぐる提示された具体策は、ほぼ次の4点に集約された。他でもない、

- a) 宗教的共通項（あるいは宗教的的最大公約数）のみを教授する、
- b) 教える中身よりは教える際の教師の姿勢の中立性に配慮する、
- c) 宗教的偉人の伝記類を活用する、
- d) 歴史、倫理、政治などの科目を介して間接に宗教に触れさせる

であると。

a)の難点はすでに指摘済みであるけれども、それなら逆に、「非宗派的宗教教育」はb) c) d)の実践のみで十分なのだろうか。これらは、なるほど実践の際に心掛けるべき必要条件ではあるにしても、これを心掛けるのみで所定の目的を存分に達成できる十分条件とは到底みなしえない。非宗派的宗教教育を真に効果ある形で実践しようとするれば、a)～d)に先立って、何はともあれクリアしておかなくてはならぬ事柄がいくつかあると思われる。いうならば宗教教育に向けた“地固め”ないし“地慣らし”の一環として、以下に展開す

る“宗教をどうしたイメージで捉えるか”の問いも、そのひとつであるだろう。

A) 宗教をどう捉えるか

① 宗教のコアとしての宗教的体験

さて、〈1〉に展開された論をふり返ってまず目につくのは、そこでの「宗教」ないし「宗教教育」が暗々裡に、「宗教＝特定の宗派宗教」「宗教教育＝宗派的教育」の等式を前提していた点ではないだろうか。くり返すまでもなく、宗教は、神道・仏教・キリスト教・イスラム教などの特定の宗教として、さらにはもっと細かく特定の宗派・教派・教団としてこの世に存在する他はなく、これ以外のところに具体的宗教を求めることはおよそできない。それゆえ、宗教と教育の望ましい結びつきを論理の次元で抽象的に論じる場合はともかく、実践の次元で具体的に論じる場合には決まって、宗教は宗派宗教の形でイメージされ、宗教教育もまた宗派教育の形でイメージされる他はない。この場合にはそして、上に俯瞰した諸々の問題点を宗教教育から払拭することはできない。だが、宗教の把握は現実の宗派宗教を介して以外には無理なのであろうか。

ここで、現実の宗派宗教についてさらに吟味を深めてみると、それらがオーソドックスな宗教である限り、それらの創設の源には、教祖的人物の“宗教的体験”がほぼ例外なく認められるとあってよい。キリスト教しかり、イスラム教しかり、仏教しかり、神道の各派しかりである。倫理団体と宗教団体を分かつ最終のメルクマールは、前者が社団法人として登録され、後者が宗教法人として登録されている点によりは、前者の創設者には宗教的体験が必要でないにしても、後者の創設者にはこれが絶対に必要な点に求めることができる。宗教が宗教であるために譲ることのできぬギリギリの一線は、まさにこの宗教的体験にあるといわなくてはならない。われわれは、「すでに知られているすべての高等宗教(儒教をも宗教と呼ぶのでなければ)のそもそもの始まり、その固有の核心、本質、普遍の中核は、ある鋭敏な直観を備えた予言者ないし先見者が、ひそかに、独りで、親しく得た啓発、啓示、恍惚であった。高等宗教は自らを啓示宗教と称し、いずれもその妥当性、機能、存在権を、孤独な予言者がはじめに得た神秘的体験ないし啓示が人類大衆一般に伝えられたこと、それが法典化されたことに依存している」¹⁾と語る A. マズローの声に謙虚に耳を傾ける必要があるだろう。

こうした宗教的体験の具体的内実は、一般には、個々の宗教が奉じる『教典』や『教祖伝』の中に異なった言葉で個性豊かに記されている。試みに今、岡山を発祥の地とする「黒住教」と「金光教」の内にそうした具体例を探ってみると、前者の『教祖伝』には以下のように記されている²⁾。

教祖の黒住宗忠は、1780年11月26日の冬至の朝、備前の今村宮の神官の3男として生まれた。幼名を権吉といった。1809年、31歳の時に父が隠居して、跡

目を相続する。1811年に母が、それから一週間経つか経たぬうちに父が、それぞれ相次いで亡くなった。人一倍孝行であった宗忠は、悲しみのあまり翌年から病床の身となった。その翌年には容態も悪化し、死の瀬戸際にまで追い込まれた。病名は肺結核であったという。その時、父母の死を悲しむあまり陰気になり病気となったのであるから、逆に、面白く楽しく思い返して心さえ陽気になるなら、病はおのずから癒えるであろうと考えた。この時点から、病は不思議と快方に向かい、2ヶ月後には全快した。こうして1814年11月11日、冬至の朝、感謝の念に溢れて一心に太陽を拝んだところ、忽然として燃える日輪が胸に踊り入って、大悟を得たという。この時の模様を、弟子たちの筆録は次のように記している、「其の年の冬至の日、太陽を拝み給うに、陽気胸間(むなもと)に徹し、有難く嬉しく、思わず陽光を呑み給いしかば、心頓(にわか)に快活(いざぎよく)、初めて天地生々の靈機(いきもの)を自得(え)たまえり。是教祖35歳の御時なり」と。黒住教では、これを「天命直授」と呼んで、立教の時としている。

1815年、宗忠は講釈とまじないによる布教を開始し、多くの病人を治した。けれども、布教を始めて1年余りで、守り札を勝手に出したという中傷に見舞われた。宗忠はこの中傷を、基は自心の内にありと反省し、暁の修行(水浴、神社参り、日拝)、夜明けの5社参り、4年がかりの千日参籠、10年計画の百社参りに取りかかった。伊勢神宮にも生涯に6回も参っている。これは、天照大神の分身が自分の体内に宿っているという宗忠の信仰によっていた。還暦祝いをした翌年に隠居し、家督を長男の宗信に相続させる。1864年、門弟の心得書ともいべき「御定書」が公表され、教団としての実も備わってきた。1850年2月25日、宗忠は日の出の時刻に逝去した。71歳であった。

陰気から陽気への心の転換を介しての重病の快癒、燃える日輪を呑み込むという(「天命直授」の名で呼ばれる)神秘体験、あるいは講釈を通し、あるいは日拝(太陽を拝む)を通し、あるいはまじないを通して患者の陽気を喚起する健康法ないし病気治療法、さらには自らの思うところを語るのではなく、天照大神の言わせるままを述べ伝える宗忠の講釈等々は、それ自体が、「黒住教」の宗教的生命を支える基本項目であるとともに、それがそのまま、一般に“宗教的体験”と呼ばれるものの内実を形造っている点もあえて指摘する必要はないだろう。

さらに今ひとつ、金光教の『教祖伝』も次のように記している³⁾。

金光大神(幼名：香取源七)は、1814年9月29日、備前の浅口郡に農民の次男として生まれた。生れつき病弱であった。遠縁の川手家の養子となったのち、名を川手文治と改める。家督を継いで農業に精を出していた文治を、不幸が次々と見舞った。長男、長女、次男、さらには牛2頭の死である。1855年4月25日、自身ものどけ(扁桃腺炎)で病床につく。医師からは「九死一生」の大病と診断される。親類が集まって平癒祈願をすると、そのひとりに神が降りて、家の建築で金神に無礼を働いたからであると告げた。ひたすら神にお詫びする文治

の信心に、神は、生命は助けてやると語った。それから病気は次第によくなり、ついには全快した。この体験は、文治の生涯において最も感動したものの一つであった。

44歳の時、文治は弟に金神が乗り移って働くさまを目のあたりにした。農業をやめ金神に仕える身となった弟を通して金神の熱心な信者になった文治に、1855年7月13日の夕刻、突如として神が降り、その口から神の教えが語られた。これ以後、農事、病気、建築など何事についても神のお知らせを受けることになった。1859年10月21日、神から取次に専念するようにとの要請があり、文治は農業を廃して、難儀の人助けの取次に専心することになった。金光教では、この日のお知らせを「立教神伝」といい、この日を立教の日に定めている。

47歳の正月、神命によって「神門帳」を作る。およそ7年間にわたって取次いだ475名について、所・歳・名を記し、取次の内容を手みじかに書きつけたものである。1868年9月24日、「生神金光大神」の神号を許される。1873年4月11日、神からのお知らせを受けて、「天地書附」をつくる。「生神金光大神、天地金乃神、一心に願、おかげは和賀心にあり、今月今日でたのめい」と記されたこの書附は、金光教での信心の要諦を示している。翌年11月23日、神命によって自叙伝『金光大神覚』の執筆に着手する。これは、金光教の教義そのものとして教典に収められている。1883年9月27日の夕刻から、神命によって神勤から身を引く。そして10月10日の未明、70歳の生涯を閉じる。

上にみた金光大神の生涯には、先にみた黒住宗忠の生涯に勝って“宗教的体験”が色濃く顔を覗かせている。金神との交霊による病気の快癒、神と人との仲立ちを務める「取次」という名の降霊、いわゆる自動書記による「天地書附」の作成等々は、それ自体がまさに“宗教的体験”に他ならず、人よりは神（＝霊）の側に身を置いた教祖の生活ぶりを何にも増して物語っているからである。

② バックの「宇宙意識」

黒住教祖と金光教祖の生涯を彩る“宗教的体験”を抜きにして、これら両人が教祖となって黒住教と金光教を興すことはかなわなかった。この点に着目するなら、宗教の生命はあくまでも宗教的体験にあると強く訴えた A. マズローの先の言葉は、文字通りに「正鵠を射ていた」といってよい。今、こうした立場から改めて周囲を見渡すなら、立場を同じくする古典的人物として、『宇宙意識』の著者である R. M. バックを拾い出すことができる。かれは、ブッダ、イエス、パウロ、プロチノス、マホメット、ダンテ等々の第一級の宗教的人物の内に例外なく認められるひとつの体験を指さして、これに「宇宙意識」の名を与えた。そして、「宇宙意識」と命名されたこの意識のいかにあるかを、かれは、自らの体験を顧みつつ（3人称の形で）こう記している⁴⁾。

それは、早春の頃で、かれは36歳のはじめに達していた。かれと2人の友達
はウォーズウォース、シェリー、キーツ、ブローニング、わけてもホイットマ

ンを読みながら夕べの刻を過ごした。真夜中になって互いに別れを告げ、かれは、(イギリス系の町にみられた)辻馬車で長い帰途についた。かれの心は、夕べの読書と会話に呼び覚された各種のアイディア、イメージ、情感に深く影響され、穏やかで満ち足りていた。かれは、静謐の中でほとんど受身的な喜びに溢れていた。突然かれは、何の前触れもなく、自分が“炎色の雲”に包まれているのを発見した。一瞬かれはこう考えた。“火事なのだ。大都市を突然の火災が襲ったのだ”と。次にはしかしこう知ることができた。“この光は、わたしの内部に存在したのだ”と。直後にかれを襲ったのは湧きあがる歓喜だった。それも、途方もなく巨大な喜悅だった。この歓喜ないし喜悅には、言葉に説明できぬ“知的啓発”が直接に伴っていた。かれの頭脳に、ブラフマンの光彩が一瞬の閃光として流れ入り、これは以後かれの人生を照らし続けた。かれの心には、ブラフマンの至福が一滴したたり落ち、これは以後、天国の余韻を消し去らなかつた。この体験を介してかれは、わけても次の5点を単に信じたのではなく、わが目で直かにみて当の事実性を確認した。すなわち、

- (1)コスモスとしての宇宙は“死んだ”物体でなく“生きた”霊であること、
- (2)人間の魂は“不死”であること、
- (3)この宇宙はきわめて整然と建造されているため、すべてが、いかなる偶然にも左右されず、個々の善と全体の善に向けて協働し合っていること、
- (4)この世を貫く基本原理は、われわれが“愛”と呼ぶものであること、
- (5)各人の幸福は、つまるところ絶対に“保証”されていること

である。さらにかれはこうも主張している。“わたしは、知的啓発が続いた2～3秒の内に、それまでの数カ月いや数年の勉学で得たよりもはるかに多くを学んだし、その内容の多くは、それまでの勉学が教えることのできなかつたものだった”と。知的啓発それ自体は、ほんのしばらくも続かなかつた。とはいえ、その効果の拭い去りがたさは強く証明された。かれにとって、その時にわが目でみて確認した事柄を忘れ去ることはできなかつた。その時にかれの心に提示された事柄の真実性を、かれは疑わなかつた。あるいは疑うことができなかつた。この体験は、その夜もそれ以外の時も2度とくり返されなかつた。

先にも触れたように、バックは、自らの体験したこの知的啓発をベースに、過去の宗教的人物たちの教えと生涯を改めてふり返り、そこに同等の体験痕跡を目にした結果、上の5点に要約される啓発内容こそ、かれらの教えに共通したコア中のコアであり、教え自体の差異はあくまでも、自らの体験を語る当人たちの時代的・社会的・伝統的・言語的・性格的な相異といった、文字通りフィルターの上での差異を投影したものに過ぎず、コアの差異では断じてないとわれわれに訴える。バックに言わせるなら、宗教的人物が真に宗教的と称されるゆえんは、こうした知的啓発を介して、カオス(無秩序な混沌)ならぬコスモス(秩序ある生命体)としての宇宙、人間の魂の不死・不滅、宇宙を司る盲目ならぬ善

なる意思、各人が遭遇する事柄の有意義性といった諸点を直接に知っていること、つまりは、その種の内実を備えた「宇宙意識」にわが身で直かに参入していることを措いてない。これこそはそして、一般に“宗教的体験”と呼ばれるものに他ならなかった。

③ グノーシス主義が教えるもの

この種の知的啓発という形での“宗教的体験”を宗教のコアに据える発想は、何もマズローやバック（あるいは W. ジェイムズ, J. デューイ, E. フロム⁵⁾）に限られたものではない。たとえばそれは、キリスト教史上で異端の烙印を押された「グノーシス主義」の内にも同様に看取されると思われる。周知のようにグノーシス主義では、われわれ人間は大きく3種に類別されている⁶⁾。すなわち、

- (1) 宗教的世界と何らの関わりももたずに生きる徹底した“世俗人”としての「サルキコイ (σαρκικοί: 肉の人)」,
- (2) 『教典』に説かれるところ・牧師の語るところをひたすら信じて疑わぬ素直かつ善良な“信仰人”としての「プシュキコイ (ψυχικοί: 信の人)」,
- (3) 自らの力で直接に『教典』に説かれるところの内実に参入し、その真実性を単に信じるのでなく明らかに知るところの“靈知(グノーシス)人”としての「 Pneumatikoi (πνευματικοί: 霊の人)」

である。

人間を大きく「非宗教的人間」と「宗教的人間」に分け、後者をさらに「信仰的人間」と「靈知的人間」に細分するこの発想は、宗教的世界を単に“信”の一字で束ねるのでなく、信者の次元と教祖の次元に認められる決定的落差に着目して、この落差を忠実に表記するべく、前者には“信”のレベルを、後者には“知(=靈知)”のレベルを割り当てたものであった。広義の“信一般”をさらに細分して狭義の“信”と“知”に類別するこの手法は、先にみた黒住教や金光教の『教祖伝』をあえてふり返るまでもなく、導く側の教祖と導かれる側の信者一般を少しでも考慮に入れるなら、むしろごく当然の手法とみなくてはならない。黒住宗忠や金光大神の前には、信じて奉ずべき何らの教典もなく、それゆえ一般的信者ないし「プシュキコイ」として生きることは適わなかったはずである。かれらは、神(=霊)と交信する中で、のちに教典としてまとめ上げる中身を直接に体験し、この直接体験としての知をそのままに語った「Pneumatikoi」に他ならなかったからである。かれらの場合にはだから、教典の中身を単に信じているのではなく、それを直接に知っているとは表現されなくてはならない。

このように、信者のレベルよりは教祖のレベルに着目して宗教を捉えるなら、宗教のイメージそのものも、「プシュキコイ」に共有された中身から「Pneumatikoi」に共有さ

れた中身へと徹底して改変されざるを得ないであろう。この改変はしかし、倫理や哲学とは異なる宗教独自のコア（つまりは知的啓発としての宗教的体験）を念頭に置く時、それ自体として妥当かつ健全でもある。われわれはだから、宗教教育が抱える数々の問題点を払拭するにあたり、そうした作業の第1として、当の宗教のイメージを以上のように改変することから出発しよう。その場合にはむしろ、従来に代わるこの種の宗教イメージ（宗教＝宗教的体験）を提示するのみで十分とはいえない。さらに加えて、こうした宗教的体験が単なる錯覚や妄想の類いでなく、われわれの意識の構造図の内に、日常意識と並んだ正当な位置を確固として占める点を納得させるに足る何らかの心理的枠組みを提示する作業も、そしてまた、当の宗教的体験への接近を図る比較的穏当でかつ科学的なメソッドを具体的にいくつか提示する作業も共に欠かせることはできないからである。この点はしかし、「宗教的現象をいかに救い上げるか」を論じたのちの箇所、「現行の意識の構造図への見直し」と「宗教的世界に触れるポピュラーなメソッドは」といった2章を設けて、改めて論じることにはしたい。

B) 死をどのようにイメージするか

① 吟味の方向

われわれが、宗教ないし宗教的世界に触れるとりわけポピュラーな日常的契機のひとつとして、死という現象がある。この死は、老年の延長上に不可避の形で位置するのみならず、幼年・少年・青年・成年といった各段階の傍らに、つねに生と隣り合う形で不気味な顔を覗かせている。死はしかし、われわれが背負う最たる必然でありながら、これまで、中身の不明な気味悪い“未知”に留まってきたし、今もやはり未知としてのあり方を止めていない。誰もが例外なく迎えるのだが、誰ひとり当の中身を知らぬ奇妙な存在——この死をめぐる、当然ながら古来、さまざまな憶測が交わされてきた。そうした憶測はしかし、死自体を無ないし虚のイメージで捉えるスタイルが大半ではなかったか。いわゆる自然科学的な見方・考え方が常識の地位を占める今日、「死＝無ないし虚」のイメージは、ワン・オブ・ゼム（数ある死のイメージのひとつ）としてよりはむしろオンリー・ワン（唯一の死のイメージ）として、過去のいかなる時代にも勝って揺るぎのない地歩を固めつつある。こうしたイメージの独占はしかし、主観的なドクサ（思惑）の次元を超えた確たる客観的根拠に基づくものなのであろうか。

死を無ないし虚のイメージで捉える上のスタイルを変更しない限り、いうならば“この世とのみ関わらせて”この世での生き方を説く道徳とは逆に、“この世の彼方と関わらせて”この世での生き方を説く形の宗教を真正面から問題にすることはできない¹⁾。われわれの存在を、誕生から死にいたる80数年間に限定して、それ以前と以後を非存在ないし無として位置つける時、「この世の彼方」などおよそ話題にも上らないからである。宗教を論じるに先立って是非とも越えておかねばならぬハードルのひとつに、それゆえ、「死の彼方」の可

能性をいかに保証するかという問題がある。

上にも触れたように、いまだ生の内にあるわれわれは、生の彼方にある死が何であるかを直接には知らない。われわれの所持する死の知識は、あるいは肉体の死に関する詳細な機能的説明とか、死に至るプロセスで得られる各種の臨床的情報など要するに“死の此方”に関する知識ではあっても、当の“死自体”あるいは“死の彼方”に関する知識ではおよそない。死については、われわれの知識はあくまでもイメージの域を出ないのである。死のイメージはしかし、各人各様のあり方を示すというよりはむしろ、依拠するモデルを限定されて、現実には大きく2つに類別されるのではないだろうか。すなわち、プラトンの指摘に従うなら「旋律モデル」と「衣服モデル」である²⁾。

以下、死という大いなる未知について、およそどのような解釈が可能性として許されるかの点を、「旋律モデル」と「衣服モデル」（以下ではこのモデルの近代版としての「テレビ・モデル」）を手掛かりに、ごく簡単に眺め直してみたいと思う。

② 「旋律モデル」と「テレビ・モデル」

死は今日、一般には、肉体機能の停止（すなわち“心臓の停止+呼吸の停止+瞳孔の拡大+脳波の停止”など）に加えて意識作用の停止としてもイメージされているけれども、このイメージは果たして、それほど無理のない妥当かつ的確なものなのであろうか。冷静かつ公平な観察に基づく限り、前者の「肉体機能の停止」については直接に確かめられるとしても、後者の「意識作用の停止」については、それほど直接に確かめられうるのかどうか。死を境として、意識作用が（肉体器官という媒体を介して）外部に現われなくなるのは事実としても、こうした出現の不在をもって直ちに、意識作用自体の停止ないし消失を結論づけてよいかどうかは大いに疑問としなければならない。出現の道具あるいは媒体として働く肉体器官の停止により意識作用の出現は実際的に不可能になるとはいえ、これをもって意識作用が、それ自体として停止あるいは消失したと結論づけるには、その間に、さらに埋めかつ補わねばならぬ諸点があまりにも多く介在すると思われるからである。

たとえば今、ひとつのアナロジーに訴えてこの点を視覚化してみよう。われわれのもつ肉体機能（わけてもその大脳機能）と意識作用の関係は、一般に、プラトンが『パイドン』85E~88Bに紹介した2つのモデルのうち、当時においても圧倒的な優勢を保っていた「旋律モデル」に依拠してイメージされるのが通例ではないだろうか。すなわち、前者と後者の関係は、リュラ（竖琴）やフルート等の楽器類と、それによって奏でられるメロディないし旋律の関係に託してモデル化されるわけである。ところで、“肉体機能：意識作用 = 楽器：旋律”という比例式にあっては、旋律としての意識作用は、楽器としての肉体機能に自己の存否を全面的に委ねざるを得ず、肉体機能の不調なり故障なり崩壊とともに、意識作用も乱れ、休止し、消失することを避けがたい。「旋律モデル」を奉じる限り、意識作用は、肉体機能の副次的所産として前者と運命を共にしないわけにはいかないのである。

死において直接に確かめられる肉体機能の停止は、このモデルを奉じる限り、意識作用の停止と結びつけられて何らの不都合もない。こうした直結はしかし、あくまでも上にみた条件（すなわち「このモデルを奉じる限り」という条件）を守ってこそ成り立つ点を、われわれとしては見逃してはならない。

肉体機能と意識作用の関係はところで、こうした「旋律モデル」のみに頼ってイメージする必要はむろんない。両者の関係を考えるにあたっては、手近な日常用品にモデルを求めて、いずれの家庭にも馴染みのテレビ・セットと、放送局から発信されるテレビ電波の関係を頭に描くことも当然に可能だからである。セット自体が新しく、チャンネルを介した電波のキャッチも的確である限り、テレビの画面は、送られてくる電波を鮮明に画像化できる。大脳機能に異常のない限り、意識作用は、この大脳を介して肉体的に外部に表出され観察可能になるのと同じである。ところで、テレビ・セットは道具であり、道具である以上は必然的に、故障し、摩滅し、老朽化し、壊れ去る運命を免れえない。大脳も同じく、脳内血管の閉塞や脳細胞の老化を介して、機能が著しく低下あるいは（一時的に）停止したり、脳組織を直撃する事故によって、機能そのものを回復不能なまでに失う具体例を、われわれとしてもかなり頻繁に目撃している。ところで、こうした目撃に際してほぼ例外なく下される一般的解釈の底に認められるのは、大脳機能の低下・停止・喪失とともに意識作用も低下・停止・喪失したという、先にみた（あの「旋律モデル」に立脚した）等式の暗黙の共有ではないだろうか。だが、再びテレビ・セットと電波の関係に置き直して考えるなら、こうした等式を共有する滑稽さは一目瞭然といわなければならない。

テレビ・セットが老朽化し、電波のキャッチ力や画像化機能に衰えが出て、結果的に画面の上での結像が困難になった場合にも、われわれは、「ついにこのセットも駄目になったか」（その意味はむろん「電波を映像化する力をついに失ったか」である）とは嘆息するにせよ、間違っても、「送られてくる電波自体がついに途絶えたか」と結論することはない。映像の不在に接してまず考えられるのは、電波の不在よりはむしろ、変わらずに在るこの電波をキャッチする道具の側での機能上の不在（つまりは故障）であるだろう。これを当て嵌めて、大脳機能の停止と連動した意識作用の表出停止という事態についても、同様に、当の意識作用は存続するのだが、それを表わし出す工具的媒体としての大脳と肉体が自らの機能を停止させているため、残念ながら、これの表出が阻害されているにすぎないと解釈しては乱暴であろうか。観察される現象を虚心に眺める限り、この方が、はるかにノーマルでナチュラルな解釈ではないかとも思われる。先にみた「旋律モデル」は、ノーマルかつナチュラルなこの解釈が論理的・実験的に否定されてのち始めて、次に検討されてよい第2の解釈として、同様に厳密な論理的・実験的な吟味を施されるべき、未だ“待機”の身に留まる「仮説」のひとつとして位置づけられるべきではないだろうか。

③ 「瀕死体験」が教えるもの

死についてはこのように、直接に観察される事実をめぐる解釈の点でいくつかの（基本的には2つの）モデル思考ないしアナロジー思考が可能であり、どのモデルないしアナロジーを奉じるかに応じて、死自体のイメージも大きく異なってこざるを得ない。われわれは、頑なにモデルを固定することなく、死に関して報告される各種の情報を集める中で、あくまでもこれら情報と対比して、モデルの適・不適を誠実かつ公平に吟味しなければならない。ところで、死に関して報告された、とりわけ死の内部に立ち入った情報はほぼすべて、一般にはこれまで、宗教に関わる世界から伝え漏れてくるのが常であった。そうした事情も手伝って、この種の情報が開示する中身は、宗教以外の世界ではさほど馴染みのない、どちらかといえばマユツバものの、例外ないし錯覚ないし異常に属する事柄として、「怪・力・乱・神を語らず」³⁾と述べた孔子の姿勢を“謙虚”に踏襲するわれわれによって、真面目な研究対象として正面から取り上げられることは、これまでのところ皆無に近い状態であった。最近ではしかし、患者の死と直に対峙するホスピスの分野で、キューブラー・ロス等の医師の手で、いわゆる「瀕死体験」(near death experience)に関わる情報が数多く記録され、かつて宗教的世界から漏れ伝わった中身に酷似した内容が、臨床的事実としてわれわれに報告されている⁴⁾。

ところで、「瀕死体験」の伝える内容には、当の体験者の性別・年齢・人種・性格・状況等を超えて、著しく共通した点がかなりはっきりと認められるといわれている。こうした共通点を、河合隼雄氏は次のようにまとめている⁵⁾。

まず、耳障りな音が聞え、暗いトンネルを猛烈な速度で通り抜けたように感じ、自分の物理的肉体を抜け出て、ある距離を保った場所から、傍観者のように自分自身の物理的肉体を見つめている。自分にも「体」が備わっているが、この体は物理的肉体とは本質的に異質なもので、特異な能力をもっていることがわかる。すでに死亡している友人や知己の霊がすぐそばにいることも、なんとなくわかる。今まで一度も経験したことのないような愛と暖かさに満ちた霊——光の霊——が現れ、自分の一生を総括させるための質問を投げかける。生涯の主なできごとを連続的にしかも一瞬のうちに再生して見せることで、総括の手助けをしてくれる。そのうち、一種の障壁とも境界ともいえるようなものに少しずつ近づいていることがわかる。激しい歓喜、愛、やすらぎに圧倒されそうになるが、意に反して、どういうわけか再び自分の物理的肉体と結合し、蘇生する。このような体験は、その後他人に話そうとしても、適切に表現できる言葉が見つからず苦勞する。この体験をしたあとで、自分の人生は大きい影響を受け、自分の人生の幅と奥行が深くなったように感じる。

こうした内容が、「瀕死」という特異な状況下で、極度に興奮した心から生み出される根も葉もない主観的妄想ないし幻影の類いであるのか、あるいは、まぎれもない相互主観的事実であるかの決定は措くにしても、この種の内容が無視できぬ頻度で臨床的に報告され

ている事実は、やはり素直に心に留めておく必要があるのではないか。いまだ決着のつかぬ事柄は、文字通り「未決着」として、いたずらかつ性急に決着を急ぐよりはむしろ、この未決着を保持しつつ、あせらずに日々を生きるのが人間としての健全な姿勢でもあろうからである。

人間としての健全さを表示するこの姿勢はさらに、宗教を論じるに先立って各人が共有すべき姿勢の基本でもある。この「未決着」を出発点に、あるいは「死＝無ないし虚」の解釈を採るにせよ、あるいは逆に「死＝別種の生への通過門」といった解釈を採るにせよ、そうした解釈の方向自体は基本的に各人の裁量に委ねられている。とはいえ各人は、自らの裁量で選び採った解釈の方向に応じて、この世の生がどのように異なった姿をまとうに至るかの実際と、それに伴う生の構えへの波及効果の内実をはっきりと見据えた上で、そうした帰結のすべてを、選んだ解釈に伴う論理的必然として避けることなく身に引き受けなくてはならない⁶⁾。この覚悟を欠いた選択は、単なる放恣ないしは安逸でしかなく、およそ選択の名に値しない論外とみなされざるを得ないのであるから。

(次号に続く)

〈注〉

〈はじめに〉

- 1) 「教育法用語事典」の“宗教教育”の項(『解説教育六法(平成3年版)』三省堂, 867頁)。
- 2) 田中耕太郎『教育基本法の理論』有斐閣, 昭和36年。
- 3) Richard Maurice Bucke, COSMIC CONSCIOUSNESS——A Study in the Evolution of the Human Mind——, A Dutton Paperback, New York, 1969(邦訳:村島義彦「宇宙意識(Part I—III)——人間の心の進化を研究する——」『国際教育研究所紀要第2—4号』1993—1995年所収)。
- 4) ちなみに、〈2〉のB)については、村島義彦「老いと死を考える——生涯教育における後半の課題としての——」(『岡山理科大学紀要第26号B』平成3年, 249—263頁。わけても「2:死の再考」(255—262頁))を、〈2〉のC)の1)については、村島「Ken Wilberのヒューマン・ネイチャー論紹介——ODYSSEYの全訳を通して(Part III)——」(『岡山理科大学紀要第22号B』昭和62年, 111—148頁。わけても「トランスパーソナル心理学と意識のスペクトル論」(128—147頁))を、〈2〉のC)の2)については、村島「THE ART OF BEINGの継承的探求——グロフのブリージング・セラピーを中心として——」(『岡山理科大学紀要第27号B』平成4年, 265—279頁)を、〈2〉のC)の3)および4)については、村島「カテゴリー・エラーと前/超の虚偽——トランスパーソナル心理学の理論的基礎づけを図って——」(『岡山理科大学紀要第25号B』平成2年, 139—156頁)を、ここでのテーマに合わせて新たにまとめ直してみた。

〈1〉

- 1) 田中耕太郎, 前掲書, 1—2頁。
- 2) 田中耕太郎, 上掲書, 575頁。
- 3) 田中耕太郎, 上掲書, 575—576頁。引用文中の()は筆者が付加。
- 4) 田中耕太郎, 上掲書, 548—549頁。
- 5) 田中耕太郎, 上掲書, 563頁。
- 6) 田中耕太郎, 上掲書, 543頁。
- 7) 田中耕太郎, 上掲書, 544頁。

- 8) 田中耕太郎, 上掲書, 544頁。
- 9) 田中耕太郎, 上掲書, 545頁。
- 10) 田中耕太郎, 上掲書, 544頁。
- 11) 田中耕太郎, 上掲書, 546-548頁。
- 12) 田中耕太郎, 上掲書, 582, 584頁。
- 13) 田中耕太郎, 上掲書, 587頁。
- 14) 田中耕太郎, 上掲書, 588-589頁。
- 15) 田中耕太郎, 上掲書, 589頁。
- 16) 田中耕太郎, 上掲書, 589頁。

〈2〉のA)

- 1) A. マズロー, 佐藤三郎・佐藤全弘訳『創造の人間——宗教・価値・至高体験——』誠信書房, 昭和56年 (RELIGIONS, VALUES AND PEAK-EXPERIENCES by A. H. Maslow, Kappa Delta Pi, An Honor Society in Education, 1964), 25頁 (訳文の表現には僅かに手を加えてみた)。
- 2) 松野純孝編『新宗教辞典』東京堂出版, 昭和59年の「黒住教」の項 (引用文の表現には僅かに手を加えてみた)。
- 3) 松野純孝編, 上掲書, 「金光教」の項 (引用文の表現には僅かに手を加えてみた)。
- 4) R. M. Bucke, op.cit., pp.9-10 (邦訳: 村島「宇宙意識 (Part-I)」1993年, 52頁)。
- 5) W. ジェイムズ『宗教的経験の諸相』, J. デューイ『誰でも信仰 (A Common Faith)』, E. フロム『精神分析と宗教 (Psychoanalysis and Religion)』もこれと立場を同じくして, 宗教的体験をあくまでも“人間の体験”と捉え, これへの (人間の立場からの) 公平かつ忠実な吟味を加えている。
- 6) 田中美知太郎編『講座哲学大系: (1)哲学そのもの』人文書院, 昭和38年の「信仰と理性」の項 (289頁)。

〈2〉のB)

- 1) 村島義彦「道德教育についての一考察——トランスパーソナル心理学の立場から——」(「岡山理科大学紀要第24号B」平成元年)の117頁を参照のこと。
- 2) プラトン『パイドン』85E~88B. ここでは, われわれの魂が“不死か否か”を吟味するにあたり, 魂と肉体の関係をどのような比喩に託してイメージするかに応じて, 導き出される答え自体もどのように異なってこざるを得ないかの実際が, 「魂: 肉体=旋律: 楽器」および「魂: 肉体=着用者: 衣服」という2つの比例式を用いて視覚化されている。前者が, ここにいう「旋律モデル」であり, 後者が他方 (次に紹介する「テレビ・モデル」ともカテゴリーを同じくする)「衣服モデル」である。なお, 村島他「生涯教育の人間形成論的再考——ラングラン, フォール, 答申を吟味して——」(「岡山理科大学紀要第19号B」昭和59年)の67-68頁も参照のこと。
- 3) 『論語』述而篇20にみられる原文の「怪」「力」「乱」「神」はそれぞれ, 「常」「徳」「治」「人」に対応する。道德において論じられるべきは「怪・力・乱・神」でなくて「常・徳・治・人」, つまりは現実的・具体的・人間的な事柄であるというのが孔子の基本姿勢であった。
- 4) E. キューブラー・ロス (秋山・早川訳)『新・死ぬ瞬間』読売新聞社, 1989年の「第13章: 子供たちと死の霊的側面」(305-339頁)など。
- 5) 河合隼雄『生と死の接点』岩波書店, 1989年, 65頁。
- 6) 死という未知をどのモデルに依拠して解釈づけるかに応じて, この生が逆にどうした姿をまとうに至るかの具体的連関については, 村島義彦「老いと死を考える——生涯教育における後半の課題としての——」(「岡山理科大学紀要第26号B」平成3年)の〈2〉-(b)「生への眺め直し——舞台としての人生——」(258-261頁)を参照のこと。

Some Consideration about Religious Education

— From the Standpoint of Transpersonal Psychology —

Yoshihiko MURASHIMA

Faculty of Science,

Okayama University of Science,

Ridaicho 1-1, Okayama 700, Japan

(Received September 30, 1994)

In Japan, no religious education is practiced in every public school systems. For the article 9 of Basic Educational Law ordains us “Every schools established by public facilities should not do all religious education for the benefit of special religious sects and other religious actions” (the provision 2).

But it is necessary for us to cultivate and enrich our religious sentiments in order to carry on fruitful social life. So the article 9 of Basic Educational Law ordains us “The tolerance manner about religion and the state of religion in our social life should be esteemed from the standpoint of education” (the provision 1). Then how we can practice such a religious education as satisfy both provision 1 and 2 together? To answer this question, I want to reconsider next six things like religion itself, our image of death, our structure-map of consciousness, concrete method to touch the religious phenomena, Scientism and probability of spiritual science.

So the contents of this paper is as follows;

<Prologue>

< 1 > Chief problems contained in our religious education

< 2 > Concrete counterplans to such problems

A) Reconsideration to religion itself

B) Reconsideration to our image of death

C) How to save the religious phenomena from our commonsense

1) Reconsideration to our structure-map of consciousness

2) Introduction into the method of touching religious phenomena

3) Reconsideration to Scientism

4) Probability of spiritual science

<Epilogue>